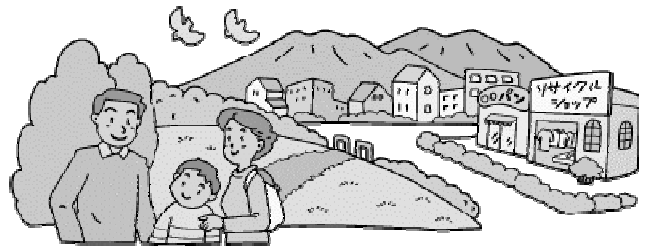


都染地区まちづくりニュース

発行日：平成 21 年 4 月
 発行者：都染地区まちづくり協議会

都染地区
 地区まちづくり計画、
 特別指定区域 決定!!
 ~ 都染地区のみらいを考える ~

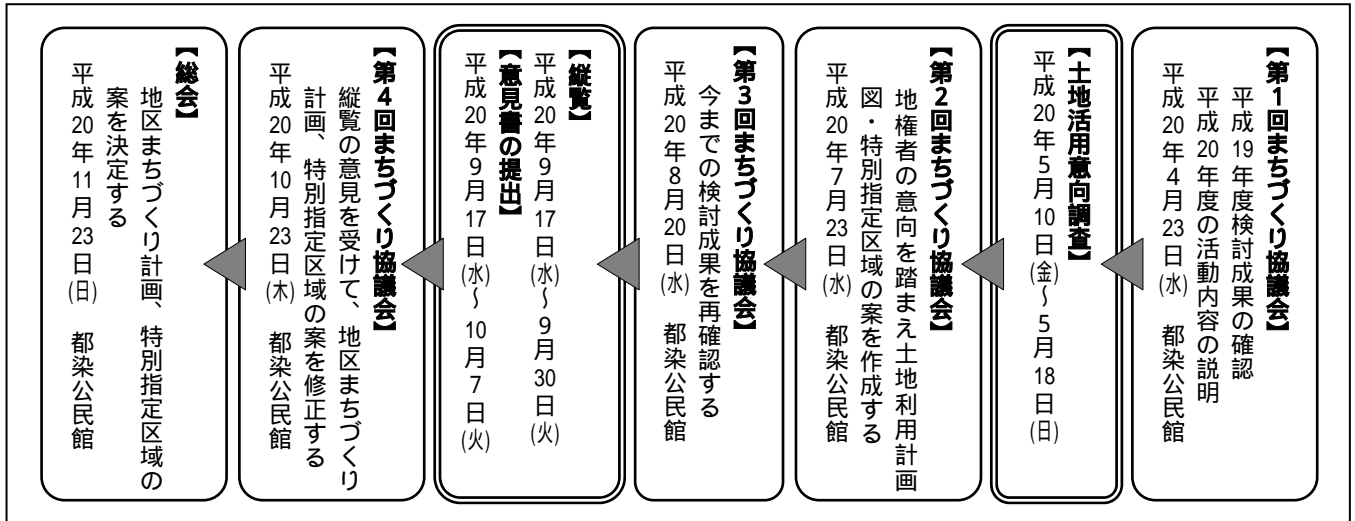


平成 20 年度まちづくり
 協議会活動経緯

平成 20 年 10 月 23 日（木）
 都染公民館において、「第 4 回
 まちづくり協議会」を開催し
 ました。町内住民の皆さん 13
 名、市開発審査課職員 2 名、
 まちづくりアドバイザー 2 名
 が参加し、9 月 17 日～ 30 日
 にかけて行った縦覧の結果を
 受けて、地区まちづくり計画
 （まちづくりに関する方針・
 土地利用計画）、特別指定区域
 の案を作成しました。

11 月 23 日（日）都染公民館
 において総会を開催し、地区
 まちづくり計画及び特別指定
 区域の案を議案にかけました。
 賛成多数で可決されたため、
 住民の皆様の総意が得られま
 した。
 その後、総会で可決された
 案を市長に申請及び申出を行
 い、市内部での審議の結果、
 都染地区の地区まちづくり計
 画が認定され、特別指定区域
 がまもなく告示される予定で
 す。（次頁以降参照）

平成 20 年度 まちづくり協議会の活動



今後の活動について

今後のまちづくり協議会の活動は、今回決定された都染地区のまちづくりに関する方針や土地利用計画、特別指定区域に基づき行っていきます。また、定期的な見直しを行い、優先順位の高いものから進めていきます。

皆様には今後とも都染地区のまちづくりにご参加、ご協力くださいますようお願いいたします。



第 4 回協議会の様子

連絡先
 都染地区まちづくり協議会

まちづくりに関する方針

まちづくりに関する方針とは、地区の将来のあり方を示すもので、この方針を守っていくことにより、暮らしやすい魅力的な集落づくりを行っていかうとするものです。

| | | | |
|-------------------------|-------|--|---|
| 【計画の名称】 | | 都染地区まちづくり計画 | |
| 【目標・テーマ】 | | ～ふれあいの町 都染～ 豊かな自然とのふれあい、世代間・地区内外の関係を越えた人と人とのふれあいなど、様々なふれあいを感じることでできるまちづくりを行う。 | |
| 【目標人口】 | | 563人（昭和50年のピーク時の人口） | |
| 【課題と対応方針】 | 必ず作成 | 1. 集落環境の保全に関する事項 | 建築物の高さ：戸建住宅を中心とした集落環境を目指すため建築物の高さは10m以下とする。 汚水対策：新築時における合併浄化槽の設置が望ましい。 |
| | | 2. 集落景観の保全・形成 | 外壁：色相R・YR系/彩度6以下、Y系/彩度4以下、その他/彩度2以下。色相Nは認める。土、木、レンガ等の自然系素材を用いる場合はこの限りではない。自然系素材には、人工材及び人工的な着色によって自然の色彩を再現した材料は除く。 垣・柵：道路に面して垣または柵を設ける場合、生垣にすることを目標とする。 |
| | | 3. 公共施設の整備を図る取組み | 道路 ①幅員6mを確保するため、道路改良により、道路を拡幅整備することを目標とする。（まちづくり構想図の橙線。） ②有効幅員4mを確保するため、道路整備協定に基づき中心線から2.17mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする。（まちづくり構想図の赤紫線。）ただし、上荘小学校西側の道路については、幅員5mを確保するため、道路整備協定に基づき中心線から2.5mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする。 ③上記の道路以外の道路についても、有効幅員4mを確保するため、道路整備協定に基づき中心線から2.17mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする。（まちづくり構想図の青線。） ④バスの通り道となる道路については、隅切りの拡幅を図ることを目標とする。 公園 ・整備予定地には原則として建築物の整備を行わない。 |
| | | 4. その他の施設の整備を図る取組み | ・公園の新設・拡充を図る。 ・商業施設の誘致を図る。 ・地産地消できる施設の設置を図る。 ・公益施設（上荘会館）の移設を図る。 ・公民館の有効利用を図る。 ・ゴミステーションの新設を図る。 |
| | 任意で作成 | 5. 安全安心対策 | ・防犯連絡網をつくる。 ・防犯灯の増設を図る。 ・まちづくり協議会によるパトロールの推進。 ・通学路の安全確保を図る。 |
| | | 6. 歴史を活かす取組み | ・昔から続く行事、活動の継承、発展。 ・大日神社の保全を図る。 |
| | | 7. 自然を活かす取組み | ・小川、水路の清掃・草刈りを定期的に行う。 ・里山の管理を行う。 ・堤防からの景観を保全する。 |
| | | 8. 地縁者の範囲 | ・小学校区の範囲とする。 |
| 【附図（まちづくり構想図、まちづくり区分図）】 | | | |

